

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(暫定税率の廃止 [地方税])

地方分の暫定税率の取扱いに係る論点

- 「地域主権」の確立のためには、地方の自主財源の拡充が不可欠
- 暫定税率の廃止に伴う地方税等の減収は、国の政策変更によって生じるものであり、地方税源で確実に補てんされる必要がある

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税目	税率	21年度	21年度		
			本則税率相当	暫定上乗せ分相当	
国	揮発油税	(暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	130	130	—
	自動車重量税	<自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,460	2,849	3,611
	計		32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	133	133	—
	自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	9,277	4,335	4,942
	計		18,055	10,000	8,055
合計			50,925	26,119	24,806

(注1) 平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

都道府県(政令市特例分を含む。) 5,473 億円
市町村 2,582 億円

自動車取得税の暫定税率とエコカー減税に係る対応

- 暫定税率の下で導入されたエコカー減税の取扱いをどのように考えるか。
- エコカー減税の導入により、暫定税率分と同等以上の減収が生じていることをどのように考えるか。
- エコカー減税により環境にやさしい自動車の普及に一定の効果が出ていることをどのように評価するか。

参 考 资 料

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。